

神戸国際大学附属高等学校同窓会会則（昭和45年6月7日制定）

第1章 総則

第1条（名称）

本会は神戸国際大学附属高等学校同窓会と称し、本部を神戸国際大学附属高等学校校内に事務局をおくものとする。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、目的遂行のために次の事業を行う。

- 1) 定期総会の開催
- 2) 会員相互の親睦をはかる行事の開催
- 3) 会員名簿の安全管理
- 4) 同窓会会報その他必要と認められた出版物の刊行
- 5) ホームページの公開及び管理
- 6) 母校教育活動に対する支援
- 7) その他総会及び役員会において必要と認める事業

第2章 組織

第4条（会員）

本会は次の会員をもって構成する。

- 1) 正会員 神戸国際大学附属(八代学院)高等学校卒業生
- 2) 準会員 正会員に準じるもので役員会で承認した者
- 3) 特別会員 母校の現・旧教職員
- 4) 名誉会員 母校及び本会のために功勞のあった者で、総会で承認した者

第5条（役員）

役員は次のとおりとする。

1. 名誉会長(1名) 母校現校長
2. 会長(1名) 会務全般を統括し、本会を代表する。
3. 副会長 (2名) 会長を補佐し、会長不在時はその任務を代理する。
4. 書記(1名) 会議の記録、連絡など事務処理を担当する。
5. 会計(2名) 本会の金銭出納に関する事務処理を担当する。
6. 会計監事(2名) 本会の会務執行及び金銭出納状況を監査する。
7. 幹事(若干名) 各期より選出し、本会事業運営の補助を担当する。
8. 顧問(若干名) 母校現教職員

第6条（選出及び任期）

1. 会長は、総会において正会員の中から選出する。
2. 副会長、書記、会計、会計監事及び幹事は、正会員の中から会長が委嘱する。
3. 役員は任期は2年とし、再任は妨げない。
4. 名誉会長は、母校現校長が就任する。

第3章 総会

第7条（役員会）

1. 役員会は会長、副会長、書記、会計、会計監事及び幹事をもって構成する。
2. 役員会は年2回開催する。ただし、必要により臨時に開催することができる。
3. 役員会は次の事項を審議する。
 - ① 本会の運営及び事業に関する事項
 - ② 収支予算(案)及び収支報告並びに、総会に提出する議案事項
 - ③ その他、会長が必要と認められた事項
4. 役員会の審議事項の承認は出席者の過半数を必要とする。

第8条（総会）

1. 本会の総会は、正会員で組織する。
2. 役員会を構成し、本会の執行機関として必要に応じて随時開催する。

3. 会長は、定期総会(6月末の土曜日)を原則として1年に1回、招集しなければならない。

4. 臨時総会は、下記により招集することができる。

- ① 会長の必要と認めるとき
 - ② 役員会より請求があったとき
 - ③ 会員の10%以上の請求のあったとき
5. 総会の議長は会長がつとめる。

第9条（決議事項）

1. 会計及び会務報告
2. 予算及び会計報告
3. 役員選任
4. その他会務に関する重要事項

第10条（議決）

前条の議決は、総会出席正会員の過半数を必要とする。

第4章 会計

第11条（会費）

1. 正会員は、以下の同窓会会費を徴収する。
 - ① 入会金5,000円及び終身会費3,000円として、8,000円を本校在学中に一括前納する。
 - ② 年会費は、諸経費削減のため、原則徴収しないものとする。
 - ③ 本会の会計年度は4月1日から始まり翌年3月31日に終わる。
2. 臨時会費の徴収が必要な場合は、役員会の承認を得て、会費を徴収することができる。

第12条（会費使用）（旅費・褒賞規定）

第11条の会費に関しては、本会運営にあたり第3条に定める事業活動の目的を遂行する為に使用する。

- ① 事務局運営管理費(情報管理費、HP、維持管理費、サーバー費用、会報作成及び発行費用、業務代行委託費)等
- ② 役員会等への交通費は、一律2,000円とする。
- ③ 各クラブ活動において、全国大会に出場する部に対して支援金を贈る。
- ④ その他、役員会で必要と認められた場合

第5章 会則改正

第13条（会則）

会則は、総会の決議によって改正することができる。

第6章 異動届け

第14条（異動届け）

会員は住所、その他に異動が生じた場合、その都度本人の意志により下記の方法で本会に通知するものとする。

1. 本会事務局へ電話による連絡
2. 本会ホームページより本人の直接更新
3. 同窓会開催時に自主申告

附 則

この会則は、昭和45年6月7日から施行する。

この会則は、昭和59年4月1日から改正施行する。

この会則は、2005(平成17)年10月8日から改正施行し、第4章第11条会

費の入会金、終身会費は、2006(平成18)年4月1日から適用する。

この会則は、2007(平成19)年10月6日から改正施行する。

この会則は、2009(平成21)年10月3日から改正施行する。

この会則は、2012(平成24)年9月2日から改正施行する。

この会則は、2014(平成26)年10月3日から改正施行する。

この会則は、2019(令和元)年6月29日から改正施行し、第4章第11条会

費の入会金、終身会費は、2021(令和3)年3月卒業生から適用する。